

## 2020年度 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)の申請について【学部】

留学開始月	申請期間
2020年4月～2020年7月	2020年1月14日(火)まで
2020年8月～2020年11月	2020年5月12日(火)まで
2020年12月～2021年3月	2020年9月11日(金)まで

申請場所: SFC 学生生活担当窓口(α館1階)

受付時間: (土日・祝日除く) 9:15-11:00, 12:30-16:00

申請に際しては、本奨学金の「案内」を熟読し、不備のないようにお願いします。

### 【申請資格】

留学期間が 3ヶ月以上1年以内の短期留学であること。(ただし、学位取得のために1年以上の期間を必要とし、義塾でその学位を認める(ダブルディグリー等) 場合には 2年以内の留学であること)

<上記を満たし、以下のいずれかの条件を満たす者>

- 義塾の学生交流に関する協定等に基づく留学であること。
- 留学により取得した単位が、義塾の単位として認定される留学であること。

(注)国内の第二種奨学金を受給している場合、本奨学金と併用受給することはできないため、休止または辞退する必要があります。その他の奨学金との併用については、奨学金窓口にご相談ください。

(海外留学支援制度(協定派遣)、官民協働海外留学支援制度、国費・準国費との併用は可)

### 【申請条件】

- 家計(父母双方)の年収・所得額およびその世帯の構成・通学形態・授業料等によって算出された認定所得金額が、日本学生支援機構で定められた収入基準額以下であること。(本奨学金の「案内」参照)
- 返還の保証: 連帯保証人を選任するか、機関保証制度への加入が必要。

※ 採用後、返還誓約書を作成していただきます。人的保証を選択される方は、連帯保証人・保証人に事前に承諾を得てください。

### 【奨学金の内容】

- ① 貸与月額: 第二種奨学金(利息付)で、2万円～12万円の中から1万円単位で選択。  
ただし、医学部は4万円、薬学部は2万円の増額可能。
- ② 貸与期間: 日本学生支援機構で認めた留学の期間。貸与始期は留学を開始した月。
- ③ 留学時特別増額貸与: 10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択。  
※ 奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円以下であるか、「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』が利用できなかったことについて(申告)」を提出する者が対象。

#### ④提出書類:

- 第二種奨学金(短期留学)確認書兼個人情報機関の取扱いに関する同意書(様式)
- 家計状況申告書(様式A)
- 収入に関する証明書類(父母双方の収入、またはこれにかわって家計を支えている方の収入)
  - ※ 給与所得の場合……「源泉徴収票」
  - ※ 給与所得以外の場合……「税務署受付印のある「確定申告書(控)」の写し」  
印がない場合は併せて「最新の所得証明書」
- 「スカラネット入力用紙」(様式)……実際の入力は申請受付後となります。
- 記入済の「スカラネット入力用紙」(様式)のコピー……記入済の上記用紙を両面コピーして下さい。
- 「指導教員推薦所見」(様式)
- ダブルディグリー・プログラムの場合、当該プログラムであることを証するもの
- 在留資格・在留期限に関する証明書類
- 学業成績表のコピーまたは成績証明書

※ 日本学生支援機構から別に貸与や給付を受けている奨学金がある場合、必要に応じてその該当する奨学金の「休止または辞退」の「異動届(願)」、または留学を理由とする休学中に貸与や給付の継続を希望する場合は「留学奨学金継続願」を、採用候補者決定後の留学届提出時に提出していただきます。

以上